

2024年1月5日
京都信用金庫

令和6年能登半島地震により被害にあわれた皆さまへの 「災害復旧支援融資」の取扱開始について

このたびの令和6年能登半島地震により被害にあわれた皆さまには、心からお見舞い申し上げます。

京都信用金庫（本店：京都市下京区 理事長：榊田 隆之）は1月9日（火）より、今般の地震により直接的または間接的に被害を受けられた皆さまを支援するため「災害復旧支援融資」の取扱を開始いたします。

ご融資の概要は下記のとおりです。

記

対象となる お客さま	令和6年能登半島地震により直接的または間接的に被害を受けられた事業者 (法人・個人事業主)の方
資金使途	今般の地震による直接的または間接的な影響で生じる必要な資金 (運転資金・設備資金)
融資金額	1億円以内
融資期間	運転資金：5年以内、設備資金：10年以内
融資利率	当金庫所定の利率（当金庫短期プライムレートを基準とします）
返済方法	証書貸付：元金均等返済（1年以内の元金据置が可能） 手形貸付：期日一時返済
保証人	「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応
担保	個別対応
受付期間	2024年1月9日（火）～2024年6月28日（金）

以上